

# 介護保険料の改定について

3年に1度の介護保険料改定で、令和3年度からの保険料が引き上げとなります。

今後も介護保険サービスの充実を図り、サービスを利用して住み慣れた地域で安心して暮らすために、介護保険料を見直しさせていただき、介護予防事業を含めた健全な保険運営に努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

## ＜保険料改正の概要＞

◆基準保険料（月額）の増加 5,500円から**6,000円**

所得段階によって保険料が変わります。

（例）

改正前（令和2年度）は合計所得180万円で第7段階年額85,800円であった場合、改正後（令和3年度）は、年額93,600円となります。

改正前				改正後			
段階	区分内容	乗率	年額	段階	区分内容	乗率	年額
1	生活保護被保護者、世帯全員非課税・年金等収入80万円以下	0.3	19,800円	1	生活保護被保護者、世帯全員非課税・年金等収入80万円以下	0.3	21,600円
2	世帯全員非課税・年金等収入80～120万円以下	0.5	33,000円	2	世帯全員非課税・年金等収入80～120万円以下	0.5	36,000円
3	世帯全員非課税・年金等収入120万円超	0.7	46,200円	3	世帯全員非課税・年金等収入120万円超	0.7	50,400円
4	本人非課税（世帯の誰かが課税）・年金等収入80万円以下	0.9	59,400円	4	本人非課税（世帯の誰かが課税）・年金等収入80万円以下	0.9	64,800円
5	本人非課税（世帯の誰かが課税）・年金等収入80万円超	1	66,000円	5	本人非課税（世帯の誰かが課税）・年金等収入80万円超	1	72,000円
6	本人課税・合計所得金額120万円未満	1.2	79,200円	6	本人課税・合計所得金額120万円未満	1.2	86,400円
7	本人課税・合計所得金額120万円以上200万円未満	1.3	85,800円	7	本人課税・合計所得金額120万円以上200万円未満	1.3	93,600円
8	本人課税・合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	99,000円	8	本人課税・合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	108,000円
9	本人課税・合計所得金額300万円以上	1.7	112,200円	9	本人課税・合計所得金額300万円以上	1.7	122,400円

令和3年度の保険料は8月中旬頃お知らせします。

## お問い合わせ

下川町保健福祉課 保健・介護グループ ☎4-3356  
 税務住民課 税務・収納グループ ☎4-2511内線115